

# 第 1 編 総論

## 第1章 計画策定の基本的事項

### 1-1 計画策定の背景

環境に対する意識の高まりを背景とした市民や事業者のごみ減量意識の定着や、経済動向の低迷を受け、大東市（以下、「本市」という。）のごみ排出量は、平成18年（2006年）度をピークに減少傾向が続いています。その後、経済動向の回復の影響等により、ごみ減量の速度は鈍化し、本市の近年のごみ排出量は横ばいに近い状態となっています。

こうした状況の中、国では、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取組の促進に力を入れています（図1）。国が平成30年（2018年）に策定した第5次環境基本計画や、第4次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げています。



出典：国際連合広報センター

図1 SDGsの17のゴール

### 1-2 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項」に基づき策定される計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

大東市一般廃棄物処理基本計画は、第4期計画（以下、「前計画」という。）の改訂から見直しの目安となる5年が経過したこと、また、平成28年（2016年）に改正された国の廃棄物処理基本方針や、本市の近年の人口減少を踏まえた新たな将来人口予測等、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の3Rや適正処理を総合的、計画的に推進するため、第5期計画（以下、「本計画」という。）として見直しを図るものです。

### 1-3 計画の位置付け

本計画の位置づけを図2に示します。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。策定にあたっては、「大東市総合計画」及び「第2期大東市環境基本計画」、また国や大阪府が策定する計画とも整合を図り、取りまとめています。

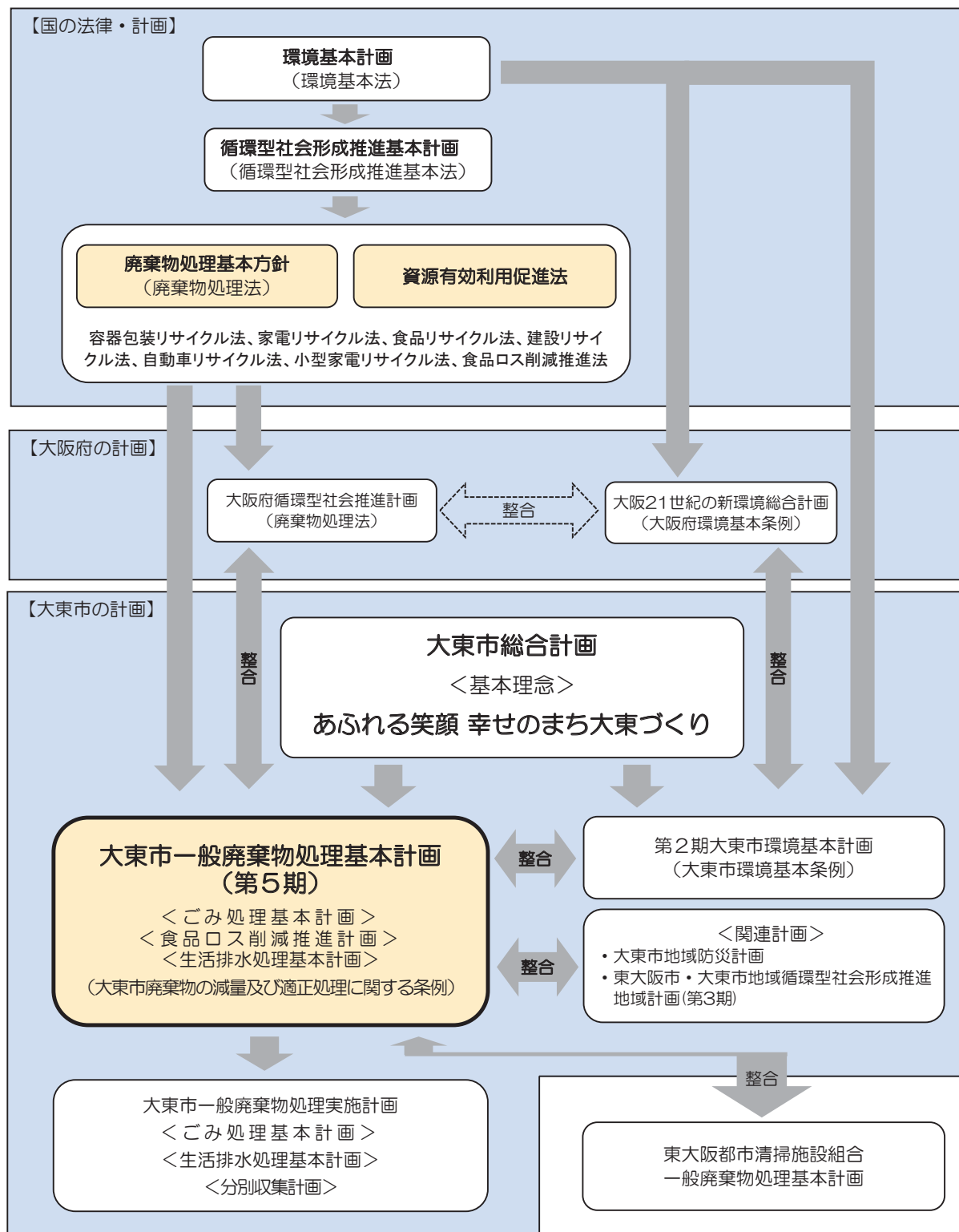


図2 本計画の位置付け